

積算基準及び歩掛表（その3）【港湾・漁港・海岸編】

第2章 工事費の積算 第2節 間接工事費

現場環境改善費率の改定

改定前

改定後

2 共通仮設費

2 共通仮設費

表-② 現場環境改善費率

表-② 現場環境改善費率

対象額		600万円以下	600万円を超え20億円以下	20億円を超えるもの
		適用区分等 下記の率とする	算定式により算出された率とする。 ただし、定数値は下記による。	
工種区分			a	b
港湾・漁港工事	浚渫工事	0.92%	159.8	-0.3301
	構造物工事	2.02%	1,192.6	-0.4089

対象額		600万円以下	600万円を超え20億円以下	20億円を超えるもの
		適用区分等 下記の率とする	算定式により算出された率とする。 ただし、定数値は下記による。	
工種区分			a	b
港湾・漁港工事	浚渫工事	2.58%	11,342.3	-0.5375
	構造物工事	2.02%	1,192.6	-0.4089

対象額		600万円以下	600万円を超え10億円以下	20億円を超えるもの
		適用区分等 下記の率とする	算定式により算出された率とする。 ただし、定数値は下記による。	
工種区分			a	b
海岸工事		2.02%	1,192.6	-0.4089

対象額		600万円以下	600万円を超え10億円以下	20億円を超えるもの
		適用区分等 下記の率とする	算定式により算出された率とする。 ただし、定数値は下記による。	
工種区分			a	b
海岸工事		4.02%	17,100.2	-0.5353

現場環境改善費率の算定式

$$I_r = a \cdot P^b \quad (\text{小数3位四捨五入})$$

ただし、

$I_r$  : 現場環境改善費率 (%)

$P$  : 現場環境改善費率の算出対象額 (円)

$a, b$  : 定数値

現場環境改善費率の算定式

$$I_r = a \cdot P^b \quad (\text{小数3位四捨五入})$$

ただし、

$I_r$  : 現場環境改善費率 (%)

$P$  : 現場環境改善費率の算出対象額 (円)

$a, b$  : 定数値

積算基準及び歩掛表（その3）【港湾・漁港・海岸編】

第2章 工事費の積算 第2節 間接工事費

現場管理費率の改定

改定前

改定後

3 現場管理費

3 現場管理費

表-③ 現場管理率

表-③ 現場管理率

工種区分	対象額 適用 区分等	700万円以下	700万円を超え 20億円以下		20億円を超えるもの
		下記の率とする	算定式により算出された率とする。 ただし、定数値は下記による。		下記の率とする
			a	b	
港湾・漁港 工事	浚渫工事	23.71%	99.2	-0.0908	14.19%
	構造物工事	24.36%	46.7	-0.0413	19.28%

工種区分	対象額 適用 区分等	700万円以下	700万円を超え 20億円以下		20億円を超えるもの
		下記の率とする	算定式により算出された率とする。 ただし、定数値は下記による。		下記の率とする
			a	b	
港湾・漁港 工事	浚渫工事	24.08%	82.2	-0.0779	15.50%
	構造物工事	24.65%	40.5	-0.0315	20.63%

工種区分	対象額 適用 区分等	700万円以下	700万円を超え 10億円以下		10億円を超えるもの
		下記の率とする	算定式により算出された率とする。 ただし、定数値は下記による。		下記の率とする
			a	b	
海岸工事		27.79%	113.9	-0.0895	17.82%

工種区分	対象額 適用 区分等	700万円以下	700万円を超え 10億円以下		10億円を超えるもの
		下記の率とする	算定式により算出された率とする。 ただし、定数値は下記による。		下記の率とする
			a	b	
海岸工事		28.11%	100.3	-0.0807	18.84%

ただし下記の工事については、下表を使用する。

- ①港湾構造物、海岸工事において、防舷材のみを取り付ける工事。
- ②港湾構造物、海岸工事において、電気防食のみを取り付ける工事。
- ③港湾構造物、海岸工事において、防舷材及び電気防食のみを取り付ける工事。

ただし下記の工事については、下表を使用する。

- ①港湾構造物、海岸工事において、防舷材のみを取り付ける工事。
- ②港湾構造物、海岸工事において、電気防食のみを取り付ける工事。
- ③港湾構造物、海岸工事において、防舷材及び電気防食のみを取り付ける工事。

工種区分	対象額 適用 区分等	700万円以下	700万円を超え 4億円以下		4億円を超えるもの
		下記の率とする	算定式により算出された率とする。 ただし、定数値は下記による。		下記の率とする
			a	b	
港湾構造物工事		22.48%	96.9	-0.0927	15.45%
海岸工事					

工種区分	対象額 適用 区分等	700万円以下	700万円を超え 4億円以下		4億円を超えるもの
		下記の率とする	算定式により算出された率とする。 ただし、定数値は下記による。		下記の率とする
			a	b	
港湾構造物工事		22.74%	88.2	-0.0860	16.06%
海岸工事					